

国民年金加入の手続きが必要です



問 市民生活課 保険年金係 ☎75-21159
佐賀年金事務所 ☎31-4191

公的年金は3種類に分かれており、それぞれの状況で加入する年金が違います。また、年金の種類が変わるときは必ず手続きが必要です。

手続きを忘れると、将来受給できる年金額が減ったり、もしものときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受給でき

なかつたりする場合があります。

国民年金に加入する際は、年金手帳と退職日などを証明できるもの（離職票、資格喪失証明書など）と本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真付き身分証明書）をご持参ください。

〈第1号被保険者〉・・・国民年金の加入者（自営業や学生など）

手続きが必要なとき	変更後	届出先
厚生年金や共済年金に加入	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

〈第2号被保険者〉・・・厚生年金や共済年金の加入者（会社員や公務員など）

手続きが必要なとき	変更後	届出先
退職などで厚生年金や共済年金を脱退	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職などで第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

〈第3号被保険者〉・・・厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人（20歳以上60歳未満）

手続きが必要なとき	変更後	届出先
配偶者の扶養から外れたまたは配偶者が65歳になった	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入	第2号被保険者	勤務先

お知らせ

軽自動車・バイクの名義変更・廃車手続きはお早めに！



問 税務課 市民税係 ☎75-2126

軽自動車やバイク、農耕用のコン

バイン、トラクターなどを売買や譲渡、解体などで手放した人で、名義変更や廃車の手続きを忘れていませんか。軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月1日までに手続きをしないと、引き続き使用中とみなされ課税されます。車種によって手続きなどが異なりますのでご注意ください。

〈問い合わせ・手続き〉

○原付・農耕用車両

税務課 市民税係 ☎75-2126

○軽四輪・軽三輪

軽自動車検査協会 佐賀事務所

☎050-3816-11754

○軽二輪（125CC超〜250CC）

・自動二輪（250CC超〜）

九州運輸局 佐賀運輸支局

☎050-5540-2082

市県民税・所得税の申告 相談期間を延長します



問 税務課 市民税係 ☎75-2126

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年分の市県民税・所得税の申告相談を4月15日（休）まで延長します。3月16日（火）以降は相談スペースの縮小などで、制約が生じる場合もあります。可能な範囲でお早めの申告をお願いします。

<佐賀税務署>

期間	会場
3月15日（月）まで	メートプラザ佐賀
3月16日（火）～4月15日（休）	佐賀税務署

<多久市役所>

期間	会場
3月15日（月）まで ※3月7日（日）は受け付け	市役所4階 大会議室東
3月16日（火）～4月15日（休）	市役所1階 税務課

受け付けは土・日・祝日を除く9時から16時まで。